

## 新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和 40 年 10 月 1 日蔵関第 1095 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく 指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における 取扱いについて</u></p> <p style="text-align: right;">〔財関第 1207 号 平 19.9.20〕</p> <p><u>標記のことについて、別添のとおり農林水産省生産局長から通知があった ので、平成 19 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。</u></p> <p style="text-align: right;">〔19 生産第 3871 号 平成 19 年 9 月 20 日〕</p> <p><b>別添</b></p> <p><u>財務省關税局長 殿</u></p> <p><u>農林水産省生産局長</u></p> <p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく、指定糖、異 性化糖等及び指定でん粉等の輸入通關における取扱いについて</u></p> <p><u>昨年 6 月に改正された「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和 40 年法律第 109 号）に新設された、同法第 3 章第 1 節（輸入に係るでん粉等の価格調整に関する措置）が平成 19 年 10 月 1 日から適用されることに伴い、同日以後に輸入申告される同法第 27 条第 1 項に規定する指定でん粉等の取扱いについては、下記に従って処理していただきたく、御協力をお願いします。</u></p> <p><u>なお、同法第 5 条第 1 項に規定する指定糖及び法第 11 条第 2 項に規定する異性化糖等の取扱いに変更ありませんが、従来税關に提出されている買入れ及び売戻し承諾書は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）本部が発給することとなるので、念のため申し添えます。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">（証明を必要とする指定糖）</p>	<p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う 税關の取扱いについて</u></p> <p style="text-align: right;">〔財関第 719 号 平 19.5.31〕</p> <p><u>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の施 行に伴う税關における取扱いは、下記によることとされたい。</u></p> <p style="text-align: right;">記</p> <p style="text-align: center;">（証明を必要とする指定糖）</p>

新旧対照表

## 【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税關の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵關第1095号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 関税法（昭和29年法律第61号）第70条の規定において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の《証明》の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖（分みつをした砂糖で、粗糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。）並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの（以下「指定糖」という。）で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、<u>砂糖調整基準価格</u>に満たないものに限られる。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。</p> <p>関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの（関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。下記において同じ。）</p> <p><u>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号。以下「地域協定特例法」という。）第6条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の特例に関する法律（昭和29年法律第149号。以下「国連軍協定特例法」という。）第4条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるもの</u> (証明を必要とする異性化糖等)</p> <p>2 法第11条第12項において準用する法第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、異性化糖（法第2条第4項に規定する異性化糖をいう。以下同じ。）及び混合異性化糖（異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のものをいう。）（以下「異性化糖等」という。）で、当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たないものに限られる。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する異性化糖等については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。</p>	<p>1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下「法」という。）第5条第3項《<u>関税法第70条の規定の準用</u>》の規定により、関税法第70条第1項の《<u>証明</u>》の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖（分みつをした砂糖で、粗糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。）並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの（以下「指定糖」という。）で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、<u>国内産糖合理化目標価格</u>に満たないものに限られる。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。</p> <p>関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの（関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。下記において同じ。）</p> <p>地位協定特例法第6条（国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるもの</p> <p>（証明を必要とする異性化糖等）</p> <p>2 法第11条第12項において準用する法第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、異性化糖（法第2条第3項に規定する異性化糖をいう。以下同じ。）及び混合異性化糖（異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したもの以外のものをいう。）（以下「異性化糖等」という。）で、当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たないものに限られる。ただし、次の各号の一に該当する異性化糖等については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。</p>

新旧対照表

## 【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの</p> <p>地位協定特例法第6条（国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるもの</p> <p>当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が<u>砂糖調整基準価格</u>に満たないものであり、かつ、当該輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格を超えるもの (証明を必要とする指定でん粉等)</p> <p>3 法第27条第2項において準用する第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とするでん粉又はでん粉原料用輸入農産物（以下「指定でん粉等」という。）は、以下のものに限られる。</p> <p>でん粉については、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ぱい焼でん粉又はスタークリンクリーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の5第2項において準用する関税定率法第9条の2第1項の割当てを受けて輸入されるでん粉で、輸入申告の時に適用されるでん粉の平均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの</p> <p>でん粉原料用輸入農産物については、コーンスタークリーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の5第2項において準用する関税定率法第9条の2第1項の割当てを受けて輸入されるうもろこしで、輸入申告の時に適用されるでん粉の平均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの</p> <p>（平均輸入価格等の税關への連絡）</p> <p>4 粗糖の平均輸入価格、<u>砂糖調整基準価格</u>、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格、異性化糖標準価格、でん粉の平均輸入価格及びでん粉調整基準価格（以下「粗糖等の平均輸入価格等」という。）並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに機構から直接税關（本關）に連絡されることとする。</p> <p>（指定糖等に関する証明）</p> <p>5 前記1、前記2及び前記3に係る指定糖、異性化糖等又は指定でん粉等（以下「指定糖等」という。）に関する証明は、次によるものとする。</p> <p>機構に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、機構本部が発給</p>	<p>関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの</p> <p>地位協定特例法第6条（国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。）の規定によりその関税が免除されるもの</p> <p>当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が<u>国内産糖合理化目標価格</u>に満たないものであり、かつ、当該輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格を超えるもの (新規)</p> <p>（平均輸入価格等の税關への連絡）</p> <p>3 粗糖の平均輸入価格、<u>国内産糖合理化目標価格</u>、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格及び異性化糖標準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から直接税關（本關）に連絡されることとなっている。</p> <p>（指定糖等に関する証明）</p> <p>4 前記1及び前記2に係る指定糖又は異性化糖等（以下「指定糖等」という。）に関する証明は、次によるものとする。</p> <p>機構に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、当該売り渡しに</p>

新旧対照表

## 【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する法第5条第3項（法第11条第12項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）に規定する機構の承諾に係る買入れ承諾書（<u>指定糖については別紙様式1、異性化糖等については別紙様式2、指定でん粉等については別紙様式3</u>。以下「買入れ承諾書」という。）の原本を税関に提出せること。</p> <p>指定糖等に係る買入れ承諾書は、当該買入れ承諾書に記載されている粗糖の平均輸入価格等の適用期間内に輸入申告が行われる場合に限り有効であるので留意すること。</p> <p>（輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い）</p>	<p>係る買入れ事務を所掌する機構の事務所長又は出張所長（以下「事務所長等」という。）が発給する法第5条第3項（法第11条第12項において準用する場合を含む。）に規定する機構の承諾に係る買入れ承諾書（以下「買入れ承諾書」という。）（<u>副本</u>）を税関に提出させる。</p> <p>指定糖等に係る買入れ承諾書は、当該買入れ承諾書に記載されている粗糖の平均輸入価格等の適用期間内に輸入申告が行われる場合に限り有効であるので留意すること。</p> <p>（輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い）</p>
<p>6 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>輸入許可を保留し、別紙様式<u>4</u>の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（原本）を添付して、機構本部あて当該買入れ承諾書（原本）を適宜（例えば、託送）の方法により送付すること。</p> <p>輸入申告者から買入れ承諾書（原本）の再提出があった場合は、<u>機構本部の買入れ承諾数量の補正を確認の上輸入を許可すること。</u></p> <p>（関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知）</p>	<p>5 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（<u>副本</u>）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>輸入許可を保留し、別紙様式<u>1</u>の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（<u>副本</u>）を添付して、当該買入れ承諾書（<u>副本</u>）を発給した機構の事務所又は出張所（以下「事務所等」という。）あて適宜（例えば、託送）の方法により送付すること。</p> <p>輸入申告者から買入れ承諾書（<u>副本</u>）の再提出があった場合は、<u>事務所長等の買入れ承諾数量の補正を確認の上輸入を許可すること。</u></p> <p>（関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知）</p>
<p>7 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖又は異性化糖等については、当該指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税定率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖又は異性化糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第5条及び第<u>18</u>条）、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>指定糖について関税の払戻しを行った場合には、別紙様式<u>5</u>の輸入指定糖に係る関税の払戻し通知書を作成し、その都度これを<u>機構本部</u>あて送付すること。</p>	<p>6 法第5条第1項又は第11条第2項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖等については、当該指定糖について、関税定率法第19条第1項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び関税定率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について関税定率法第19条第1項の規定によりその関税が免除される場合であって、同条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第5条及び第<u>19</u>条）、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。</p> <p>指定糖について関税の払戻しを行った場合には、別紙様式<u>2</u>の輸入指定糖に係る関税の払戻し通知書を作成し、その都度これを<u>事務所等</u>あて送付すること。</p>

新旧対照表  
【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税關の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵關第1095号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>指定糖又は異性化糖等について、關稅の徵収が行われることとなった場合には、納稅告知書を發給する際に、別紙様式<u>6</u>の輸入指定糖等に係る關稅の徵収原因發生通知書を作成し、その都度、これを<u>機構本部</u>あて送付すること。</p>	<p>指定糖等について、關稅の徵収が行われることとなった場合には、納稅告知書を發給する際に、別紙様式<u>3</u>の輸入指定糖等に係る關稅の徵収原因發生通知書を作成し、その都度、これを<u>事務所等</u>あて送付すること。</p>

**新旧対照表**  
**【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】**  
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後									改正前		
<u>(別紙様式1)</u>									(新規)		
指定糖義務売渡し及び買戻し申込書											
平成 年 月 日											
独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿											
申込者 住所 (又は所在地)											
氏名 (印) (又は名称)											
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入に係る指定糖を売り渡し、かつ、買戻したく、 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻しを約款を了知のうえ 所定の書類を添えて申し込みます。											
記											
平均輸入価格 種類		円 包裝		左の価格の 適用期間		月 日	から	月 日	まで	開税率 表番号	
混合糖の砂糖 以外の糖の種類				混合糖の砂糖 含有率		%	売買数量 〔輸入申告数量〕	M/T			
				混合等に占める砂糖 以外の糖の割合		%	数量 〔砂糖含有量〕	M/T			
売渡価額				買戻価額				売買差額			
単価		金額		単価		金額					
円		円		円		円		円			
輸入申告する税関名 (支署又は出張所)						輸入申告 年月日		平成 年 月 日			
戻置場所 (仓库名)						保税地域 搬入年月日		平成 年 月 日			
原産地		輸入申告 番号				輸入申告者 住所氏名					
所有権移転 予定期			平成 年 月 日								
<b>備考</b> この申込書は正本2通、副本1通を提出すること。 <b>(記載注意)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 数量は、小数点M/T以下3位まで記入のこと。</li> <li>② %は売買数量の全体に占める割合を記入し、小数点以下第2位を四捨五入すること。</li> <li>③ 単価の円未満の端数は、四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。</li> <li>④ 輸入申告者住所氏名は、申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。</li> <li>⑤ 通知者は、申込者が農林水産大臣が定める数量の通知を受けた者と異なる場合に 当該通知を受けた者を記載すること。</li> </ul>											
義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し承諾書											
申込者 住所 (又は所在地)					承諾番号 年月日						
氏名 殿 (又は名称)											
独立行政法人農畜産業振興機構理事長 (印)											
上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し 約款の定めるところによる義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻しの契約が成立しました。											

新旧対照表  
【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】  
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																	
<p><u>(別紙様式2)</u></p> <p style="text-align: center;">輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿</p> <p style="text-align: center;">申込者 住所 (又は所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印) (又は名称)</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入に係る輸入異性化糖等を売り渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し約款を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">異性化糖平均供給価格</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">左の価格の適用期間</td> <td style="width: 10%;">月日から月日まで</td> <td style="width: 10%;">輸入申告数量</td> <td style="width: 10%;">M/T</td> </tr> <tr> <td>異性化糖標準価格</td> <td>円</td> <td>左の価格の適用期間</td> <td>月日から月日まで</td> <td>(実数量)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種類</td> <td rowspan="2">包装</td> <td colspan="2">* 混合異性化糖の異性化糖の含有率</td> <td>売買数量 (乾物重量)</td> <td>M/T</td> </tr> <tr> <td colspan="2">* 混合異性化糖に占める異性化糖等以外の糖の割合</td> <td>%</td> <td>標準異性化糖換算数量</td> <td>M/T</td> </tr> <tr> <td colspan="2">売渡価額</td> <td colspan="2">買戻価額</td> <td colspan="2">売買差額</td> </tr> <tr> <td>単価</td> <td>金額</td> <td>単価</td> <td>金額</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入申告する税関名 (支署又は出張所)</td> <td colspan="2"></td> <td>輸入申告年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">戻置場所 (所在地、倉庫名)</td> <td colspan="2"></td> <td>保税地域 搬入年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td></td> <td>輸入申告番号</td> <td></td> <td colspan="2">輸入申告者 住所氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所有権移転 予定期</td> <td colspan="2">平成 年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 この申込書は正本2通、副本1通を提出すること。</p> <p>(記載注意) ① 種類は、輸入異性化糖又は混合異性化糖の別を記載すること。 ② 数量は、小数点M/T以下3位まで記入のこと。 ③ * 標は乾物重量に占める%を記入すること。 ④ 単価の円未満の端数は四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。 ⑤ 輸入申告者住所氏名は、売渡申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。</p> <p style="text-align: center;">輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p style="text-align: center;">承諾番号 年月日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人農畜産業振興機構理事長 (印)</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し約款の定めるところによる輸入異性化糖等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p>	異性化糖平均供給価格	円	左の価格の適用期間	月日から月日まで	輸入申告数量	M/T	異性化糖標準価格	円	左の価格の適用期間	月日から月日まで	(実数量)		種類	包装	* 混合異性化糖の異性化糖の含有率		売買数量 (乾物重量)	M/T	* 混合異性化糖に占める異性化糖等以外の糖の割合		%	標準異性化糖換算数量	M/T	売渡価額		買戻価額		売買差額		単価	金額	単価	金額			円	円	円	円	円		輸入申告する税関名 (支署又は出張所)				輸入申告年月日	平成 年 月 日	戻置場所 (所在地、倉庫名)				保税地域 搬入年月日	平成 年 月 日	原産地		輸入申告番号		輸入申告者 住所氏名		所有権移転 予定期		平成 年 月 日				<p style="text-align: center;">(新規)</p>
異性化糖平均供給価格	円	左の価格の適用期間	月日から月日まで	輸入申告数量	M/T																																																													
異性化糖標準価格	円	左の価格の適用期間	月日から月日まで	(実数量)																																																														
種類	包装	* 混合異性化糖の異性化糖の含有率		売買数量 (乾物重量)	M/T																																																													
		* 混合異性化糖に占める異性化糖等以外の糖の割合		%	標準異性化糖換算数量	M/T																																																												
売渡価額		買戻価額		売買差額																																																														
単価	金額	単価	金額																																																															
円	円	円	円	円																																																														
輸入申告する税関名 (支署又は出張所)				輸入申告年月日	平成 年 月 日																																																													
戻置場所 (所在地、倉庫名)				保税地域 搬入年月日	平成 年 月 日																																																													
原産地		輸入申告番号		輸入申告者 住所氏名																																																														
所有権移転 予定期		平成 年 月 日																																																																

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																
<p><u>(別紙様式3)</u></p> <p>指定でん粉等義務売渡し及び買戻し申込書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿</p> <p>住所 申込者 (又は所在地) 氏名 (印) (又は名称)</p> <p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に規定に基づき、下記により、輸入に係る指定でん粉等を売り渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。</p> <p>記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関税割当証明書番号-1</th> <th>関税割当証明書番号-2</th> <th>関税率表番号</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品名</td> <td>平均輸入価格</td> <td>左の価格の適用期間</td> <td>月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>売買数量 (輸入申告数量)</td> <td>売渡価格 単価</td> <td>買戻価格 単価</td> <td>売買差額</td> </tr> <tr> <td>M/T</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)</td> <td></td> <td>輸入申告予定年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>戻置場所 (所在地、倉庫名)</td> <td></td> <td>保税地域 施入年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>原産地</td> <td>輸入申告番号</td> <td>関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有権移転 予定期</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この申込書は正本2通、副本1通を提出すること。 (記載注意) ① 数量は、小数点M/T以下3位まで記入のこと。 ② 単価の円未満の端数は、四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。 ③ 関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称は、申込者が関税割当の証明を受けていない場合のみ記載すること。</p> <p>義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書</p> <p>承諾番号 年月日 殿 (印)</p> <p>上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款の定めるところによる義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。</p>	関税割当証明書番号-1	関税割当証明書番号-2	関税率表番号	用途	品名	平均輸入価格	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価格 単価	買戻価格 単価	売買差額	M/T	円	円	円	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)		輸入申告予定年月日	平成 年 月 日	戻置場所 (所在地、倉庫名)		保税地域 施入年月日	平成 年 月 日	原産地	輸入申告番号	関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称		所有権移転 予定期	平成 年 月 日			<p>(新規)</p>
関税割当証明書番号-1	関税割当証明書番号-2	関税率表番号	用途																														
品名	平均輸入価格	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで																														
売買数量 (輸入申告数量)	売渡価格 単価	買戻価格 単価	売買差額																														
M/T	円	円	円																														
輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)		輸入申告予定年月日	平成 年 月 日																														
戻置場所 (所在地、倉庫名)		保税地域 施入年月日	平成 年 月 日																														
原産地	輸入申告番号	関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称																															
所有権移転 予定期	平成 年 月 日																																

新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて（昭和40年10月1日蔵関第1095号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（別紙様式 <u>4</u> ）（省略）	（別紙様式 <u>1</u> ）（同左）
（別紙様式 <u>5</u> ）（省略）	（別紙様式 <u>2</u> ）（同左）
（別紙様式 <u>6</u> ）（省略）	（別紙様式 <u>3</u> ）（同左）